

各士業における登録時の実務経験要求有無、
及び登録後の義務研修の有無について

	弁理士	弁護士	司法書士	公認会計士
登録時に、実務経験を要求しているか。 : 要求している。 ×: 要求していない。	×	×	×	登録要件は、試験合格後に、実務経験及び実務補習が必要（公認会計士法第 15 条及び第 16 条）。
登録後研修で、義務研修があるか。 : ある。 : 一部ある。 ×: ない。	倫理研修（日本弁理士会会則第 56 条から第 60 条）（*1）	第二東京弁護士会のみ、継続研修（年間 12 単位）（第二東京弁護士会会則第 19 条の 3）。	倫理研修、及び単位制研修（年間 12 単位）（日司連会員研修規則第 4 条）	CPE 制度（*2）に基づき、一事業年度に必要な単位数 40 単位以上を履修（公認会計士法第 28 条に規定する研修に関する内閣府令第 1 条）。

（*1）「義務研修」として、弁理士の資質の向上を図るための研修（弁理士法附則第 6 条）が行われた。
受講対象者：新弁理士法施行時に弁理士である者及び平成 13 年度以前の試験に合格し、新法施行後に弁理士登録した者

受講期間：新法施行の日から 2 年を経過する日まで。

研修科目：「著作権法」、「不正競争防止法」、「契約代理及び仲裁代理に関する法規」

（*2）CPE制度（継続的専門研修制度）（Continuing Professional Education：CPE）とは、日本公認会計士協会が、公認会計士としての使命および職責を全うし、監査業務などの質的向上を図るため、公認会計士の資質の向上および公認会計士が環境の変化に対応するための支援を目的としたものである。

	税理士	行政書士	社会保険労務士	土地家屋調査士
登録時に、実務経験を要求しているか。 : 要求している。 ×: 要求していない。	×	×	登録要件は、試験合格及び 2 年の実務経験が必要（社会保険労務士法第 3 条）。（*3）	×
登録後研修で、義務研修があるか。 : ある、 : 一部ある。 ×: ない。	×	×	×	×

（*3）例えば、試験合格時点の実務経験が 1 年半の場合、勤務をそのまま継続して 2 年の実務経験の要件を満たし、登録することができる。なお、2 年の実務経験を満たしていない者に対しては、全国社会保険労務士連合会により任意で行われている「労働社会保険諸法令関係事務指定講習」（通信指導 4 か月間、面接指導 4 日間）を受講することにより、当該実務経験に代えることができる。